

政令第百二十三号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第一項中「平成二十九年四月分」を「平成三十一年四月分」に、「平成二十八年五月三十一日」を「平成三十年五月三十一日

」に、「同年六月分」を「同月分」に改め、同条第二項中「平成二十八年六月一日」を「平成三十年六月一日」に、「同年十二月一日」を「同月一日」に、「四・八〇三」を「四・八〇八」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第八十三号）第二条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第二百二十三号）第一条の規定」に改め、「同条」の下に「の規定」を加え、「平成二十六年六月一日」を「平成二十八年六月一日」に改め、同条第四項中「改正法附則第二条」の下に「、第八条又は第九条」を加え、「又は」を削る。

（平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第二条 平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改める。

本則中「平成三十九年度」を「平成三十一年度」に改め、本則の表中「一・二二〇」を「一・二二二」に、「一・二三〇」を「一・二三二」に、「一・二五六」を「一・二五七」に、「一・二六二」を「一・二六三」に、「一・二六八」を「一・二六九」に、「一・二七八」を「一・二七九」に、「一・二八九」を「一・二九〇」に、「一・二九〇」を「一・二九一」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

2 平成三十一年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定す

る特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。

理由

平成三十一年度における地方議会議員であった者に係る旧退職年金等の年金額の改定等を行う必要があるからである。